補装具意見書について

●申請する補装具に関連する診療科の**身障法第15条指定医**に作成していただくようお願いします。

⇒意見書は**3カ月以内**に作成されたものをお願いします。

●難病の場合

・難病で申請する場合は，都道府県が指定する難病医療拠点病院，難病協力医療機関で難病治療に携わる医療を主として担当する医師，又は担当疾患に携わる診療科の身障法第15条指定医に作成していただくようお願いします。

●「効果の見込み」について

・補装具の定義上，「訓練のため」，「ＱＯＬ維持・向上」という文書は避けてください。

●「工作的意見」について

・見積書と相違がないことの確認をお願いします。

・両側や健側にも必要かどうか，明記されていないと見積書が両側であったとしても片側のみの交付となりますので御注意ください。